

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十六号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長の承認申請等に係る通知) 第二十五条 (略)</p> <p>2 県税事務所長は、法第五十三条第六十二項又は施行令第二十四条の三第六項(第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定により関係都道府県知事に通知するときは、別記様式第四十四号の四による法人県民税、事業税、特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書によつて、これを行うものとする。</p> <p>3 県税事務所長は、法第五十三条第六十三項の規定により関係市町長に通知するときは、別記様式第四十四号の五による法人県民税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書によつて、これを行うものとする。</p> <p>2 (住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る申告手続等) 第二十七条の三 (略)</p>	<p>(法人の事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長の承認申請等に係る通知) 第二十五条 (略)</p> <p>2 県税事務所長は、法第五十三条第四十二項又は施行令第二十四条の三第六項(第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定により関係都道府県知事に通知するときは、別記様式第四十四号の四による法人県民税、事業税、特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書によつて、これを行うものとする。</p> <p>3 県税事務所長は、法第五十三条第四十三項の規定により関係市町長に通知するときは、別記様式第四十四号の五による法人県民税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書によつて、これを行うものとする。</p> <p>2 (住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る申告手続等) 第二十七条の三 (略)</p> <p>3 条例第五十七条の二第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、知事が調査により法第七十三条の十四第一項の規定の適用があるべき者(条例第五十六条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定により取得者とみなされる所有者から新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを購入した者を除く。)として認めた場合とする。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続の特例) 第二十九条の二 条例第六十四条ただし書に規定する規則で定める場合は、知事が調査により法第七十三条の二十四第一項の規定の適用</p>

があるべき者（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等における居住の用に供するため~~に~~に独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の四第二項で定めるものの敷地の用に供されている土地を取得した者に限る。）として認められた場合とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第44号の4 (第25条関係)

(略)		
法人 県民税 事業税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書 特別法人事業税		
地方税法第53条第62項又は同法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項並びに第24条の5第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり通知します。		
(略)		
法人県民税	(略)	(略)
	通算親法人の名称	(略)
	通算親法人の所在地	(略)
(略)		

備考 (略)

改正前

様式第44号の4 (第25条関係)

(略)		
法人 県民税 事業税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書 特別法人事業税		
地方税法第53条第42項又は同法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項並びに第24条の5第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり通知します。		
(略)		
法人県民税	(略)	(略)
	連結親法人の名称	(略)
	連結親法人の所在地	(略)
(略)		

備考 (略)

様式第44号の5 (第25条関係)

(略)
法人県民税に係る申告書の提出期限の延長
承認等通知書

地方税法第53条 第61項
第62項の規定により別紙のとおり 届出
通知 がありました。

備考 1 別紙として法第53条第61項の規定により法人から届出があつた届出書の写し又は同条第62項の規定により関係都道府県知事から通知があつた通知書の写しを添付する。

2 (略)

様式第44号の5 (第25条関係)

(略)
法人県民税に係る申告書の提出期限の延長
承認等通知書

地方税法第53条 第40項
第41項
第42項の規定により別紙のとおり 届出
通知 がありました。

備考 1 別紙として法第53条第40項若しくは第41項の規定により法人から届出があつた届出書の写し又は同条第42項の規定により関係都道府県知事から通知があつた通知書の写しを添付する。

2 (略)

様式第48号の4 (第27条の2 関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 長期優良住宅(床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡)以上240㎡以下)の新築 1,300万円(平成21年6月4日から令和6年3月31日までの取得に限る。)

(2) (略)

4 (略)

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年(令和6年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合(土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。)

イ・ウ (略)

(2)―(4) (略)

5 (略)

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

(ただし、令和6年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。)

(2)―(5) (略)

6 (略)

7 地方税法第73条の4から第73条の7まで、第73条の14第7項から第15項まで、附則第10条、附則第11条又は附則第12条第1項の規定のいずれかに該当する場合には、その旨を証明する権限のある機関の証明書等を添付してください。

8―10 (略)

様式第48号の4 (第27条の2 関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 長期優良住宅(床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡)以上240㎡以下)の新築 1,300万円(平成21年6月4日から令和4年3月31日までの取得に限る。)

(2) (略)

4 (略)

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年(令和4年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合(土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。)

イ・ウ (略)

(2)―(4) (略)

5 (略)

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

(ただし、令和4年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。)

(2)―(5) (略)

6 (略)

7 地方税法第73条の4から第73条の7まで、第73条の14第6項から第14項まで、附則第10条、附則第11条又は附則第12条第1項の規定のいずれかに該当する場合には、その旨を証明する権限のある機関の証明書等を添付してください。

8―10 (略)

様式第48号の18（第27条の2関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 法第73条の24第1項第1号の適用がある場合には、この土地を取得した日から2年（平成11年4月1日から令和6年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から令和6年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年）以内にこの土地の上に住宅を新築することを証する書類を添付してください。

3—5 （略）

備考 （略）

様式第48号の18（第27条の2関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 法第73条の24第1項第1号の適用がある場合には、この土地を取得した日から2年（平成11年4月1日から令和4年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から令和4年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年）以内にこの土地の上に住宅を新築することを証する書類を添付してください。

3—5 （略）

備考 （略）

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則(令和三年広島県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除の申請) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第六項において準用する同法第十一条第三項の償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十五条第五項において準用する同法第四十三条第二項の償却限度額の計算に関する明細書の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(課税免除の申請) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第五項において準用する同法第十一条第三項の償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十五条第四項において準用する同法第四十三条第二項の償却限度額の計算に関する明細書の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除の申請) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第六項において準用する同法第十一条第三項の償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十五条第五項において準用する同法第四十三条第二項の償却限度額の計算に関する明細書の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(課税免除の申請) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第五項において準用する同法第十一条第三項の償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十五条第四項において準用する同法第四十三条第二項の償却限度額の計算に関する明細書の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(昭和六

十二年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不均一課税の申請) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第六項において準用する同法第十一条第三項の償却費の額の計算に關する明細書又は同法第四十五条第五項において準用する同法第四十三条第二項の償却限度額の計算に關する明細書の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(不均一課税の申請) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第五項において準用する同法第十一条第三項の償却費の額の計算に關する明細書又は同法第四十五条第四項において準用する同法第四十三条第二項の償却限度額の計算に關する明細書の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
 (不動産取得税に關する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の広島県税規則の規定中不動産取得税に關する部分は、令和四年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
 (旧様式による用紙に關する経過措置)
- 3 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。